

意見書の作成案について

次のとおり構成しています。

1. 総社市水道事業の現状

- (1) 料金回収率
- (2) 経営状況
- (3) 管路の更新状況
- (4) 水道料金

2. 総社市下水道事業の現状

- (1) 経費回収率
- (2) 経営状況
- (3) 施設の更新状況
- (4) 下水道使用料

3. 水道料金の改定について

- (1) 改定の必要性
- (2) 料金改定の算定期間
- (3) 料金改定の考え方
- (4) 料金の改定額

4. 下水道使用料の改定について

- (1) 改定の必要性
- (2) 使用料改定の算定期間
- (3) 使用料改定の考え方
- (4) 料金の改定額

5. 改定時期について

6. 市民及び事業所等への広報について

7. 今後の水道料金及び下水道使用料の見直しについて

次のページから、意見書の本文です。

(案)

令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡一 様

総社市水道料金等検討委員会
委員長 川本 和則

総社市水道料金及び下水道使用料に関する意見書

総社市の水道事業は、昭和30年11月に創設して以来、平成17年3月の旧清音村、旧山手村との合併を経て現在の総社市水道事業となっています。重要なライフラインとして市の発展と快適な市民生活を支えながら70年の間、高梁川の伏流水を水源とした安全で良質な水を安定的に供給しています。

一方、総社市の下水道事業は、昭和59年6月に供用開始して以降、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設など、地域の特性に応じた整備が進められてきました。令和6年度末時点では、合併処理浄化槽を含む汚水処理人口普及率が96.4%に達し、公衆衛生の向上や生活環境の改善に大きく寄与しています。

これら上下水道事業は地方公営企業法により独立採算制を原則としていますが、水道事業については給水収益だけでは賄えていないため企業債に依存している状況となっており、下水道事業については依然として一般会計からの繰入金により収支の均衡を維持しているのが現状です。

さらに、近年の物価高騰に伴う既存施設の維持管理費用の増加に加え、老朽化更新及び耐震化工事に多額の費用を要することが見込まれています。加えて、本格的な人口減少社会の到来により、水道料金及び下水道使用料収入が将来的に減少する見通しであることから、今後の事業経営は一層厳しさを増す状況にあり、料金改定は先送りできない状況となっています。

総社市水道料金等検討委員会では、こうした現状を鑑み、令和7年10月から計3回の委員会を開催し、総社市における適正な水道料金及び下水道使用料について、様々な視点から慎重に検討を行ってきました。

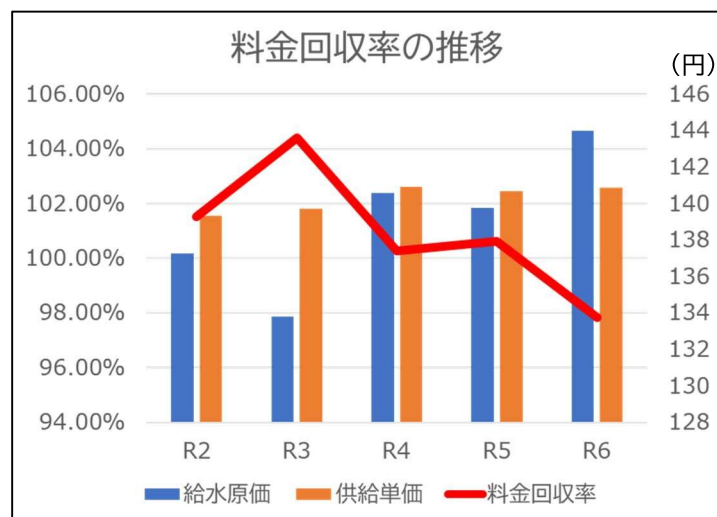
本意見書は、これまでの検討の結果をとりまとめたものです。

1. 総社市水道事業の現状

(1) 料金回収率

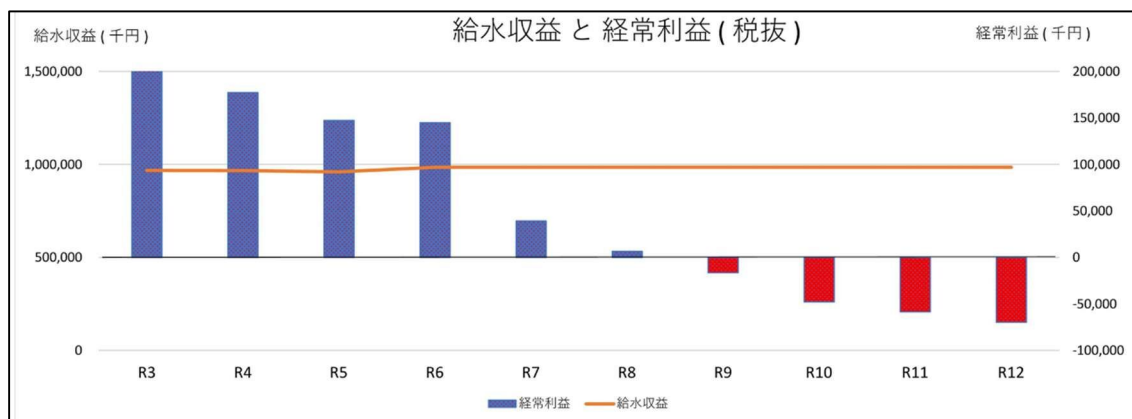
料金回収率とは、給水に係る費用がどの程度給水収益でまかなえているかを示した指標のことで、料金水準などを評価する際に使用される指標です。

総社市では令和5年度まで100%を超えていましたが、令和6年度の決算では97.84%となり、100%を下回っている状態です。



(2) 経営状況

近年、徐々に黒字幅が減ってきましたが、令和7年度は大型施設建設に伴う減価償却費の増大により費用が膨らみ、経常利益が大きく落ち込む予測となっています。その後も人口が横ばい傾向にあることから給水収益の増加が見込めず、一方で、漏水が発生した場合の修繕の増加や老朽管の更新需要の増大等により、費用はさらなる増加の見込みとなり、令和9年度からは経常利益が赤字になる見込みとなっていることから、経営状況はさらに厳しさを増すことが懸念されます。



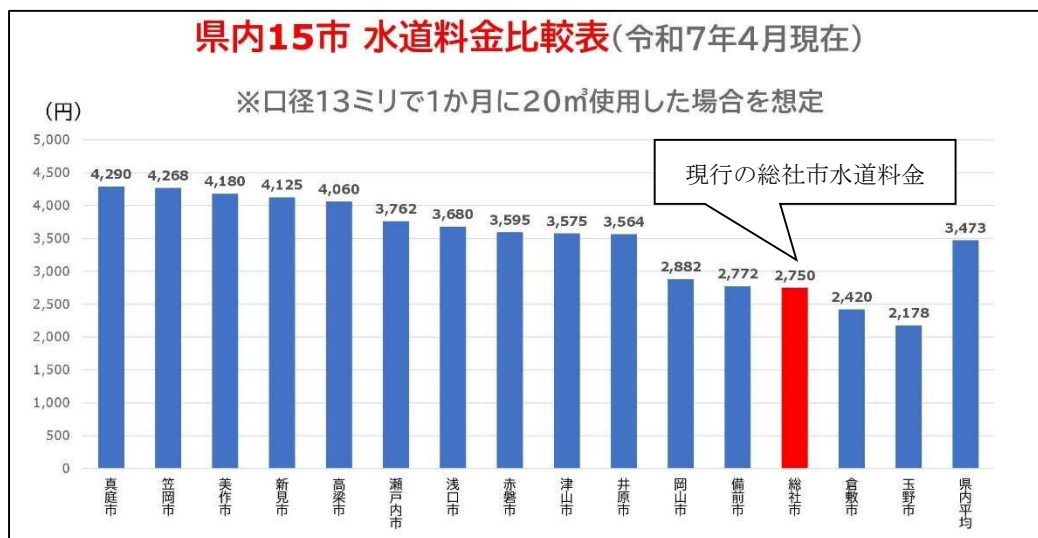
(3) 管路の更新状況

令和6年度末時点で市内管路の総延長約708.7kmのうち基幹管路の総延長は約92.1kmで、耐震化率は33.5%となっています。令和4年度末時点の全国平均は42.3%となっており、全国平均には達していません。近年、全国的に自然災害や陥没事故が増加していることから、老朽管更新による耐震化は重要課題となっています。災害時においても水道水を安定的に供給するためには、今後も計画的に耐震化工事を実施する必要があります。

(4) 水道料金

水道料金は基本料金と従量料金を足し合わせた二部料金制を採用しています。基本料金は水道メーターの口径ごとに定められており、主に家庭で使用される口径13mmから25mmについては、2か月あたりの使用水量20m³までは基本料金に含まれており、20m³を超えた場合は水量に応じて従量料金が加算されます。

現在の水道料金は平成21年以来改定がされておらず、県内15市の水道料金（口径が13mmで1か月あたり20m³使用した場合）を比較すると、県内で3番目に安価な水準となっています。



2. 総社市下水道事業の現状

(1) 経費回収率

下水道事業の経費負担は、原則として、雨水処理に要する費用は公費で、汚水処理に要する経費は私費で負担することとされています。公共下水道事業において、汚水処理に要する経費を使用料でどの程度賄えているかを示す経費回収率は、令和6年度決算において66.12%となっており、100%を大きく下回っている状態です。

(2) 経営状況

地方公営企業法に基づく公営企業会計は独立採算を原則としますが、下水道事業では、雨水処理等の公共的役割や国の定める基準に基づき、一般会計から繰り入れが行われています。(基準内繰入金)

また、総社市においては、汚水処理に要する経費を使用料で賄えておらず、不足分を補填するため国の基準によらない繰り入れが行われています。(基準外繰入金)

今後は、人口減少等による収入の減少、電気料金や資材価格の高騰による維持管理費の増加、老朽化した施設の更新に伴う事業費の増大など、経営状況はさらに厳しさを増すことが懸念されます。

(3) 施設の更新状況

下水道処理施設は、現在、本格的な更新時期を迎えており、施設の改築・修繕により耐用年数の延伸を図る「ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な更新を進めています。具体的な取り組みとして、令和5年度から6年度にかけて約7億円を投じ、総社下水処理場の汚泥濃縮設備等の改修を実施しました。さらに、令和7年度から9年度にかけては約25億5,000万円を投じ、同処理場の電気・機械設備等の大規模な改築・更新を行う計画です。

近年、激甚化する自然災害や、老朽管渠に起因する道路陥没事故が全国的に増加していることから、総社市においても施設の耐震化および老朽化対策は喫緊の課題です。下水処理機能を維持し、市民の生活環境を守るため、今後もストックマネジメント計画に基づいた着実な施設の更新を推進する必要があります。

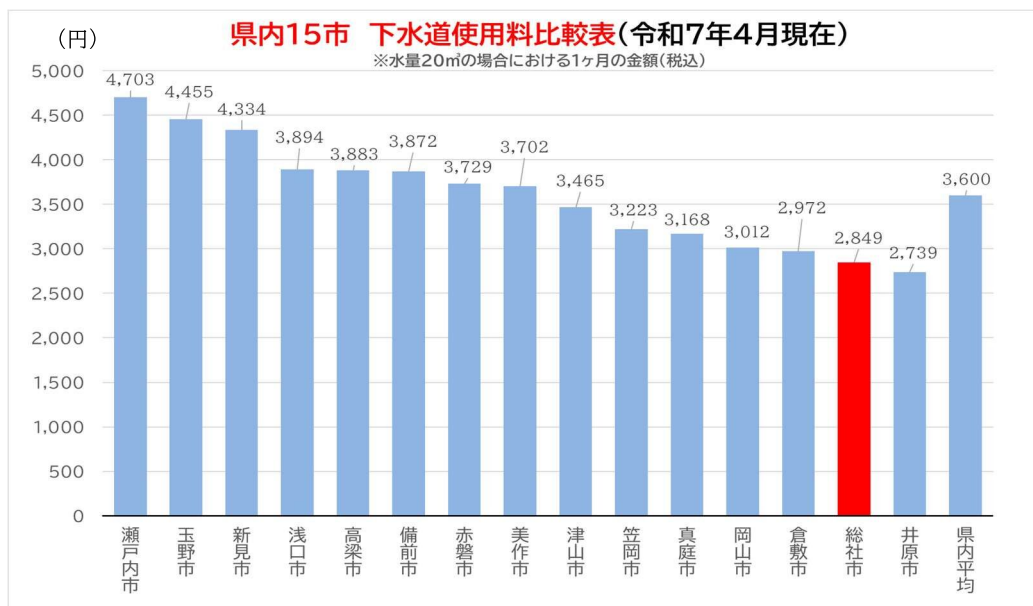
(4) 下水道使用料

公共下水道使用料は、基本使用料と従量使用料を足し合わせた二部料金制を採用しています。2か月あたりの使用水量20m³までは基本使用料に含まれており、20m³を超えた場合は水量に応じて従量使用料が加算されます。

一方、農業集落排水施設使用料は、世帯人数に基づく「人数制」と使用水量に基づく「従量制」の2種類の使用料体系が適用されており、同一市内において異なる

使用料体系が混在している状況にあります。

現在の下水道使用料は、平成12年以来改定がされておらず、県内15市の下水道使用料（1か月あたり20㎥使用した場合）を比較すると、県内で2番目に安価な水準となっています。



3. 水道料金の改定について

(1) 改定の必要性

前述の料金回収率は現在100%を下回っており、原価割れを起こしている状態であるため、一部の国庫補助金の採択要件が満たせない事態となっています。また、漏水が発生した場合の修繕や老朽化・耐震化対策の工事費用増加、さらには昨今の物価高騰による費用の増加により、安定した経営の維持が困難となる恐れから、必要な事業の財源を確保するために、現行の水道料金を適切な料金水準に改定することが必要であると考えます。

(2) 料金改定の算定期間

料金改定の算定にあたっては、公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間の原価（総括原価）を集計し、財政の均衡が保たれるよう料金設定を検討しました。

(3) 料金改定の考え方

上記の算定要領により算定した結果、総括原価をすべて賄うためには、水道料金収入を25%程度増加させる必要があるという計算結果になりました。この25%を基準とし、平均改定率が20%・25%・30%増加の3案で検討を行いました。3案それぞれの料金回収率や経営状況の比較を行いましたが、20%案では経常利益において今後5年間は黒字を維持できるものの、料金回収率は100%を下回る年度がある見込みです。25%及び30%案の場合は、料金回収率は今後5年間では100%以上を維持できる見込みです。

また、基本料金については、施設の適切な維持管理及び経営基盤の安定という観点から、基本料金の確保が重要であるという考えのもと、減額・据置・増額の3案で検討を行いました。

さらに、基本料金に含まれている基本水量（2か月あたり20m³まで）については、水道料金算定要領の改定により「経過措置として付与することがやむをえない」という表記が削除されたこと、また「使用者が水を使った分だけ負担する」という公平性の確保の観点から見直しを行いました。

水道使用者の中で全体の約9割を占めるのが主に一般家庭で使用される口径13mmと20mmの使用者であり、料金改定の影響を最も受けやすい範囲といえます。その範囲の中で特に、基本水量以内で使用される少量使用者や、普段から節水を意識されている方に対して一定の配慮を行うために、20m³以内の従量単価を抑えた形の料金表の設定を検討しました。

(4) 料金の改定額

本委員会は、上記に基づき検討を行った結果、水道料金の改定について次のとおり結論付けました。

- ①改定率は経常利益及び料金回収率の見通しを踏まえ、現行の給水収益総額に対し平均改定率25%の増額とします。
- ②基本料金に含まれている基本水量については公平性の確保の観点から廃止とし、より安定した経営基盤確保のため、現行よりも基本料金を増額することが適当であると考えます。

【水道料金体系】(2か月・税抜)

口径 (mm)	基本料金			従量料金（1 m ³ につき）							
	現行		改定後	現行				改定後			
	使用 水量	料金	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金
13	20 m ³ まで	2,400 円	2,630 円	21～120 m ³ まで	130 円	121 m ³ ～	143 円	1～20 m ³ まで	20 円	21 m ³ ～	170 円
20		2,500 円	2,720 円								
25		2,580 円	2,820 円								
40	－	4,720 円	6,370 円	1～100 m ³ まで		101 m ³ ～	1 m ³ ～	170 円	－	－	
50		6,600 円	8,910 円								
75		8,800 円	11,880 円								
100		11,040 円	14,900 円								
150		13,280 円	17,930 円								

4. 下水道使用料の改定について

(1) 改定の必要性

使用料だけでは汚水処理経費を賄えておらず、不足分は一般会計からの繰入金で補填されている状況から、なるべく速やかな時期に使用料を改定する必要があると考えます。特に、基準外繰入金が常態化していることは、下水道を利用していない市民の税負担によって事業が支えられていることを意味し、受益者負担の原則及び市民負担の公平性の観点から早急な是正が必要です。

また、人口減少等による収入の減少、電気料金や資材価格の高騰による維持管理費の増加、老朽化した施設の更新に伴う事業費の増大などにより、安定した経営の維持が困難となる恐れから、必要な事業の財源を確保するために、現行の下水道使用料を適切な使用料水準に改定することが必要であると考えます。

なお、使用料改定は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水など個別に検証が必要ですが、特定環境保全公共下水道と農業集落排水は、収支に乖離があり使用者負担の大幅な増大が見込まれるため、今回の使用料改定では、下水道事業の大半を占める公共下水道の収支を中心に検討を進め、決定した使用料体系を市内統一の使用料算定方法として各事業に適用することとしました。

(2) 使用料改定の算定期間

令和7年度から令和12年度までの原価（総括原価）を推計し、使用料改定の検証を行いました。下水道事業においては、すでに経費回収率が100%を下回る状況が続いていることから、直近の令和6年度決算を算定基礎とし使用料改定の検討をしました。

(3) 使用料改定の考え方

下水道協会が出版している「下水道使用料算定の基本的考え方」により算定した結果、総括原価をすべて賄うためには、下水道使用料収入を約51%増加させる必要があるという結果になりました。しかしながら、今回は水道料金の改定も同時に予定されていることから、この不足分を一度に使用料に転嫁することは、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがあります。そのため、一般会計からの繰入をある程度許容しつつ、急激な負担増を避ける改定率15%・20%・25%の範囲内で検討を行いました。

また、基本使用料については、施設の適切な維持管理及び経営基盤の安定という観点から、基本使用料の確保が重要であるという考えのもと、据置・増額の2案で検討を行いました。

さらに、基本使用料に含まれている基本水量（2か月あたり20m³まで）については、「使用者が汚水を排出した分だけ負担する」という公平性の確保の観点から見

直しを行いました。

下水道使用者の中で全体の約9割を占めるのが使用水量60m³までの使用者であり、使用料改定の影響を最も受けやすい範囲といえます。その範囲の中で特に、基本水量以内で使用されていた少量使用者や、普段から節水を意識されている方に対して一定の配慮を行うために、20m³以内の使用料を抑えた形の料金表の設定を検討しました。

あわせて、人数制を適用する農業集落排水事業の一部の区域について今回の使用料改定に合わせて従量制に変更する予定があることと対象となる全地区の組合長の了承を得ていることについて市から説明がありました。

(4) 使用料の改定額

本委員会は、前項の使用料改定の考え方にに基づき慎重に検討を行った結果、下水道使用料の改定について、次のとおり結論付けました。

- ① 改定率は激変緩和と公平性のバランスを考慮するとともに、水道料金の改定も併せて行うことから、現行の使用料収入総額に対し15%増額することが適当である。
- ② 基本使用料に含まれている基本水量については公平性の確保の観点から廃止とし、より安定した経営基盤の確保のため、現行よりも基本使用料を増額することが適当であると考えます。また、従量使用料においては、全体の約9割を占める60m³以下の使用者が一般家庭となっており、適用区分の60m³までを一般家庭とした基準に変更することが適当であると考えます。

【公共下水道使用料体系】(2か月・税抜)

区分	使用水量	現行	改定後	引き上げ額
基本使用料	0 m ³	2,080 円	2,180 円	100 円
従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ ～20 m ³	0 円	24 円	24 円
	21 m ³ ～60 m ³	155 円	170 円	15 円
	61 m ³ ～100 m ³		195 円	40 円
	100 m ³ ～	190 円		5 円

5. 改定時期について

前述の水道事業における料金回収率100%以上を実現するため、また、下水道事業においては経費回収率を改善するため、なるべく早期に料金改定を実施することが望ましいですが、市議会への議案の上程や、料金システムの改修、後述の市民等への周知に対して一定の期間が必要であることを踏まえると、令和8年第3期（6月使用分）から料金改定を実施することが適当であると考えます。

6. 市民及び事業所等への広報について

今回の料金改定にあたり、広報紙、市公式ホームページ及び公式LINE等の媒体により広報を行っていく必要があります。なお、委員からは、スマートフォンを持っていない等の理由により市からのお知らせを見ることが難しい方に対しては、回覧等により周知を図ってはどうかといった意見があり、このことを踏まえ、回覧や検針時に各戸へのポスティング等により、きめ細かい広報を行うよう検討されることを望みます。

7. 今後の水道料金及び下水道使用料の見直しについて

水道法施行規則では「概ね3年から5年までの期間で料金を見直すこと」と定められています。また、今回の改定にあたり算定期間を5年間としていることを踏まえ、人口動態や物価変動等の社会経済を注視しつつ、今後は5年ごとに料金水準を検証することが適当であると考えます。

下水道事業については、目標とする経費回収率改善につきまして、一度に大幅な改定を行うのではなく、使用者負担の激変緩和措置として段階的な改定を行うこととしたため、水道料金と同時期に料金水準を検証することが適当であると考えます。

なお、上下水道事業ともにこれまでに経営改善に取り組んでいるとの説明があったが、市民の負担を鑑み、今後もより一層の経営改善に取り組むことを望みます。

総社市水道料金等検討委員会設置要領

(設置)

第1条 総社市水道事業及び総社市下水道事業の健全な経営を確保するため、水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)について、関係者に広く意見を求めることを目的に、総社市水道料金等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を意見書として市長に提出するものとする。

- (1) 水道料金等の見直しに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱を受けた日から第2条に規定する意見書の提出が完了した日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、最初に招集される会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、関係者等を委員会に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境水道部上水道課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、令和7年9月4日から施行する。

総社市水道料金等検討委員会委員 名簿

	所属・職名等	氏 名
委員長	岡山商科大学 経営学部 経営学科 教授	川本 和則
副委員長	総社商工会議所 専務理事	石原 和則
委員	総社吉備路商工会 事務局長	中村 義弘
委員	総社市社会福祉協議会 事務局長	吉岡 亨祐
委員	晴れの国岡山農業協同組合 吉備路アグリセンター センター長	中西 真理
委員	総社市コミュニティ地域づくり協議会 理事	中山 睦雄
委員	総社市民生委員児童委員 副会長	土家 美佐枝
委員	山手幼稚園 P T A副会長	近江 美鈴
委員	総社市愛育委員協議会 副会長	永田 寿枝
委員	税理士法人ハヤブサ 代表	秋山 伸

審議経過

	開催日	主な内容
第1回	令和7年10月10日	総社市上下水道事業の概要について
第2回	令和7年11月10日	水道料金及び下水道使用料の改定について
第3回	令和7年12月22日	意見書（案）について